## 和光市都市公園条例改正概要

- 1 都市公園法の一部改正(平成29年6月15日施行)に基づき改正するもの
  - 運動施設率の設定

(改正内容)

公園面積に対する運動施設の敷地面積の割合(運動施設率)を都市公園法の基準「100分の50」を参酌して、法改正から1年以内に条例で定めなければならないため、運動施設率の限度を100分の50と定める。

建蔽率の緩和規定の設定

(改正内容)

公園施設の建蔽率の基準については、100分の2を超えてはならないが、パークPFIの活用の際の公募対象公園施設(カフェ、レストラン等)の建築物に限り100分の10を上乗せできるものとする。

・ 都市公園の基準面積の緩和規定の設定

(改正内容)

市民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準から、市民1人当たりの市民緑地の敷地面積を控除できるものとする。

- 2 市独自の条例改正によるもの
  - 都市公園の追加

(改正内容)

和光市アーバンアクア公園及び土地区画整理事業により整備した 1 0 ヶ 所の公園を都市公園に加える。

有料公園施設及び施設使用料の設定 (改正内容)

和光市アーバンアクア公園の供用に先立ち有料施設及び使用料を定める。

種 別	野球場	庭球場	フットサル場	サッカー場	ソフトボール場	会議室	駐車場
使用料	3,460 円/2h	1,460 円/2h	2,190 月/2h	3,000 円/2h	2,000 円/2h	200円 /2 h	200 円/3 h 以降 1h 毎 100 円 1 日最大 500 円

・ 行為許可使用料の改正

(改正内容)

公園の目的外使用の行為許可使用料について、近隣市の料金を参考に見直しを図る。

種別		映画撮影	業の写真	物品販売	興 行	集会等	火使用
		(台)	(台)	$(m^2)$	$(m^2)$	$(m^2)$	$(m^2)$
使	改正前	100∄ / ∄	100∄ / ∄	5月/日	5月/月	1月/月	1月/月
用							
料	改正後	5,000円/h	1,000∄ / ∄	100円/月	15∄ / ∄	7月/日	7月/日

都市公園以外の公園を都市公園と同一の管理可能規定の設定 (改正内容)

市が管理するすべての公園について、公園施設の設置・管理、占用許可及び行為許可等規定を適用できるように定める。

市以外の公園施設管理可能規定の設定 (改正内容)

指定管理者による管理及びパークPFIの活用ができるように定める。